



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年7月29日火曜日 第1985号

◇ 目次 ◇
告 示

自衛官の募集.....	822
自衛官の採用試験.....	822
自衛官の募集.....	822
自衛官の採用試験.....	822
建設業者の許可の取消し.....	823
道路の供用開始（県道松山北条線）.....	823
道路の区域変更（県道無月宇和島線）.....	823
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	823

告 示

○愛媛県告示第1115号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条

の規定に基づき、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成20年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 男子（平成20年度10月採用分）
平成20年8月1日（金）から
8月28日（木）まで

○愛媛県告示第1116号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成20年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
（男子） 平成20年8月31日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1117号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成20年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 男子（平成20年度3・4月採用分）
平成20年8月1日（金）から
9月10日（水）まで
- 2 女子（平成20年度第3・4月採用分）
平成20年8月1日（金）から
9月10日（水）まで

○愛媛県告示第1118号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成20年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
（男子） 平成20年9月20日（土）	新居浜市繁本町8番65号	新居浜市市民文化センター	新居浜市、西条市及び四国中央市
	今治市別宮町一丁目4番1号	今治市民会館	今治市及び越智郡

	松山市文京町4番地2	松山大学	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
	大洲市大洲690番地1	大洲市役所	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
	宇和島市曙町1番地	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
(女子) 平成20年9月28日(日) 9月29日(月) いずれか1日	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1119号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-15)第14126号	平成15年10月27日	(有)マツモト	松本 秋男	上浮穴郡久万高原町本組906	平成20年5月29日	土木工事業	建設業の廃止
(般・特-18)第2028号	平成18年12月4日	(株)久保建設	久保 陽生	上浮穴郡久万高原町二名甲894	平成20年6月6日	建築工事業 大工工事業 石工事業 鉄筋工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1120号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山北条線	松山市道後北代1280番7から 同市道後北代3番14まで	平成20年7月29日

○愛媛県告示第1121号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲407番189から 同市榊形町三丁目乙1978番19まで	旧	メートル 7.0~32.0 7.0~30.0	キロメートル 0.706 0.449	
			新	10.0~76.0	0.795	

○愛媛県告示第1122号

西予市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・嘉喜尾地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項にお

いて準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年7月29日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・嘉喜尾地区）計画書の写し
 - (2) 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成20年7月30日から8月26日まで
- 3 縦覧場所
西予市役所城川総合支所